

委員会提出議案第3号

亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する  
条例の一部改正について

上記の議案を、亀山市議会会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和3年3月26日提出

提出者

議会運営委員会委員長 岡本公秀

亀山市議会議長 中崎孝彦様

別紙

亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例  
の一部を改正する条例

亀山市条例第 号

亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例（平成30年亀山市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条各号列記以外の部分中「場合は、当該欠席期間」を「期間」に改め、同条第1号中「の規定により認定された公務上の災害又は通勤による災害」を「に規定する公務上の災害又は通勤による災害の認定を受けた場合」に改め、同条第2号を次のように改める。

（2）出産による場合。ただし、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、あらかじめ届け出た期間に限る。

第5条第3号中「である」を「となった」に改め、同条第4号中「事由」を「場合」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。